

国民健康保険システム標準化 検討・課題事項一覧

令和4年7月26日 現在

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	完了日	備考
1	完了	R3.11.24	資格管理WT (第1回)	機能・帳票要件 (資格管理)	退職者医療制度の終了に伴い、これに関連する機能の取り扱いを検討する必要がある。 各業務WTでの検討結果より、制度の対象者は令和8年まで存在することから、国保システムでの資格の登録・管理については実装必須機能とすることとした。一方、帳票等への出力・集計機能については、対象者が極小であれば、システム外での対応が可能であり、機能を実装することの効果を得られないことから、事務局にて資格を有する被保険者数を調査し、その数が極小であれば実装しない機能へと変更することを検討する。	【3/25】 全国意見照会に向けて標準仕様書（案）での示し方を決定するため、事務局にて現存する資格を有する被保険者数を確認したところ、令和3年4月時点で全国に54人現存していることが分かった。従って、標準仕様書（案）においては、仮算定に関する機能を実装必須機能として示したうえで、全国意見照会にかけることとする方針とし、全国意見照会の結果を踏まえ、最終的に標準仕様書（第1.0版）での示し方を検討することとした。 【4/28】 事務局にて検討した結果、全国意見照会時の標準仕様書（案）においては、退職者の管理機能は実装必須機能として機能要件に記載することとした。一方、令和2年3月末をもって経過措置が終了したことから、一括喪失機能や退職者専用の被保険者証の出力機能については記載を行わないこと（実装不可の扱い）としている。全国意見照会において特段の意見等がなかった場合は、本記載を最終形とする方向で事務局にて最終調整を進める。 【7/20】 全国意見照会において、退職者の管理機能や一括喪失機能、退職者専用の被保険者証の出力機能について特段のご意見がなかったため、標準仕様書（案）の通り、退職者の管理機能は実装必須機能として機能要件に示し、一括喪失機能や退職者専用の被保険者証の出力機能については記載を行わない（実装不可の扱い）ことを最終形とする。	事務局	R4.7.20	給付管理の機能についても同様に検討要
2	完了	R4.2.2	賦課管理WT (第1回)	機能・帳票要件 (賦課管理)	現時点の標準仕様書（案）では仮算定処理ができることを必須機能として定義しているが、仮算定を廃止し本算定のみ実施する団体が増えていることから、第1回賦課WTでの検討結果より、仮算定を実施している市町村数が極小である場合、実装オプション機能へと変更することを検討する。	【3/23】 市町村事務処理標準システムを利用中の市区町村を対象に、仮算定を実施している市区町村について調査したところ、約6分の1の団体（約60団体）が仮算定の運用を実施していることが分かった。従って、標準仕様書（案）においては、仮算定に関する機能を実装必須機能として示したうえで、全国意見照会にかけることとする方針とし、全国意見照会の結果を踏まえ、最終的に標準仕様書（第1.0版）での示し方を検討することとした。 【4/28】 全国意見照会時の標準仕様書（案）においては、上記の通り仮算定に関する機能は実装必須機能として機能要件に記載することとした。全国意見照会において特段の意見等がなかった場合は、本記載を最終形とする方向で事務局にて最終調整を進める。なお、全国意見照会（の実施）と併せて、別途調査様式を用意し、仮算定を実施している市区町村数を調査する予定としている。 【7/20】 仮算定に関する機能を実装必須機能として示していることに対して、全国意見照会においてオプション機能としてほしいといったご意見を複数いただいたものの、仮算定を実施している市区町村数の調査結果は、WT資料に示した通り498団体となっており、機能は必要であると判断したため、標準仕様書（案）の通り、実装必須機能として示すことを最終形とする。 【7/26】 実装必須機能として7/22に開催した合同WTで議論を行った結果、仮算定の実施団体が全国約3分の1以上存在し、且つ法律上も規定されてはいるものの、事務の実態としては年々減少傾向にあり、現在未実施の市区町村が実施を再開することは想定しにくいことから、オプション機能と定義することが適切であるとの見解をいただいたことを受け、実装必須機能ではなく、オプション機能として示すことを最終形とすることとした。	事務局	R4.7.26	
3	完了	R4.2.4	給付管理WT (第1回)	機能・帳票要件 (給付管理)	高額療養費貸付（受領委任）に関する取り扱いについて、実施している市町村は多くないものの一定数存在することから、現時点の標準仕様書（案）においては実装オプション機能としていたが、第1回給付WTにおいて、実施している数が極小であれば実装不可機能へと変更するべきではないかとのご意見をいただいた。そのため、事務局にて高額療養費貸付（受領委任）を実施している市町村数を調査し、その数が極小であれば、実装不可機能へと変更することを検討する。	【3/23】 事務局にて高額療養費貸付（受領委任）を実施している市町村数を確認中。 なお、確認が取れなかった場合は、全国意見照会における標準仕様書（案）では、高額療養費貸付（受領委任）に関する機能を実装オプション機能として示し、全国からのご意見を伺ったうえで最終的に標準仕様書（第1.0版）での示し方を検討することとした。 【4/28】 令和3年度予算関係資料の内容は以下の通りであった。 ・全市町村：1716 ・実施市町村数：998 ・実績有りの市町村：260 上記の結果、実績有りの市町村が存在していたことから、全国意見照会時の標準仕様書（案）においては、高額療養費貸付（受領委任）の機能は実装オプション機能として機能要件に記載することとした。全国意見照会において特段の意見等がなかった場合は、本記載を最終形とする方向で事務局にて最終調整を進める。なお、全国意見照会（の実施）と併せて、別途調査様式を用意し、高額療養費貸付（受領委任）を実施している市区町村数を調査する予定としている。 【7/20】 高額療養費貸付（受領委任）を実施している市区町村数の調査結果は、WT資料に示した通り616団体となっており、また、全国意見照会のご意見として、大規模自治体からは必要な機能であるため実装不可機能に変更しないでほしいといったご意見をいただいたことから、標準仕様書（案）の通り、高額療養費貸付（受領委任）の機能は実装オプション機能として示すことを最終形とする。	事務局	R4.7.20	
4	仕掛	R4.3.18	WT (第2回)	デジタル3原則に基づくBPR	マイナポータル・びったりサービスについて、第2回WTにて必要となる手続きの事務局案に対して「対象とすべき/対象外とすべき」といった多数のご意見をいただいた。ご意見を基に事務局にて整理を行ったうえで、今後厚生労働省等と協議を行い、国民健康保険システムとして何を実装すべきか検討する。	【7/20】 マイナポータル・びったりサービスの仕様反映については、引き続き厚生労働省等と協議し、標準仕様書（第1.1版）以降の対応の中で検討する。	事務局		
5	仕掛	R4.3.18	WT (第2回)	デジタル3原則に基づくBPR	引越ワンストップサービスについて、仮登録時に必要となる機能に対し多数のご意見を頂き、引き続き必要性を検討すべきと考えるが、実現するためには課題も多いため、いただいたご意見を踏まえ今後厚生労働省等と協議を行い、国民健康保険システムとして必要な機能について検討する。	【7/20】 引越ワンストップサービスの仕様反映については、令和4年6月30日にデジタル庁様から関係府省に対して説明会が行われ、住民記録システムにおいては令和4年8月に標準仕様書の改版を公開し、他業務においては住民記録システムの標準仕様書を踏まえ、今後関係府省と調整しながら来年度以降に向けて検討していくもの示されたことを受け、引き続き検討する。	事務局		
6	仕掛	R4.3.18	WT (第2回)	デジタル3原則に基づくBPR	公金給付について、令和4年3月17日に厚生労働省国民健康保険課より事務連絡「公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて」が発出されており、いただいたご意見と併せて、市町村事務処理標準システムの機能要件として検討する。	【4/28】 全国意見照会時の標準仕様書（案）においては、公金給付に関する機能・帳票要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトは示さず、別紙にて公金給付に関する機能要件（案）を纏め、その内容について意見照会し回答いただくこととした。意見照会にていただいた意見を踏まえ、標準仕様書（第1.0版）への取り込みを検討する。 【7/20】 デジタル庁様から他業務と横並びで統一された方針が示される予定となっており、方針が示され次第、全国意見照会のご意見を踏まえて、標準仕様書（第1.0版）に取り込む予定とする。	事務局		
7	仕掛	R4.3.18	WT (第2回)	共通的な整理を行う事項	デジタル庁様において、データ要件・連携要件仕様書を検討されている状況であり、デジタル庁様よりデータ要件・連携要件仕様書が公開された以降、国保の標準仕様書における管理項目やEUC項目、帳票の文字数等の考え方について、データ要件・連携要件仕様書と同期を図るべきものについては、確認のうえ必要に応じて反映を行う。	【7/20】 デジタル庁様からデータ要件・連携要件仕様書が公開され次第、標準仕様書に取り込む予定とする。	事務局		
8	仕掛	R4.3.18	WT (第2回)	共通的な整理を行う事項	帳票レイアウトについて、標準仕様書でお示しているもの（基本的には市町村事務処理標準システムのレイアウトに準拠）は、これまでの制度改正等の経緯や用紙サイズの制限により、一部最適ではない可能性はあるものの、見やすさ等に極力配慮していると考えている。 しかし、第2回WTにて「枠が小さい、統一性がない」一部の団体において、通知書や申請書等の市民向け帳票は見やすさの観点からユニバーサルデザインを取り入れたレイアウトを採用している。」といったご意見を頂き、問い合わせが少なくなること等を目的としたユニバーサルデザインの必要性について考慮する必要があると考えることから、独自のレイアウトを認める、もしくは標準仕様書としてユニバーサルデザインを取り入れたレイアウトに改める等の対応を、各業務と足並みを揃える形で検討する。	【7/20】 全国意見照会の対応方針にて示した通り、ユニバーサルデザインを意識した帳票レイアウトの改善については、ご意見のとおり対応することが望ましいと考えるものの、省令様式等に影響が生じること、業務横断的な検討が必要であり国保単独で検討するものではないこと等に加え、従来より市区町村が庁内で統一した取り組みとして検討・対応するものであったことから、標準仕様書（第1.0版）としての対応は見送ることとし、全国意見照会のご意見も含めて、今後の他業務の状況を考慮して引き続き検討していくこととする。 なお、ユニバーサルデザインという枠組みでは対応を見送るものの、個々の項目に対する改善要求が届いた際には、対応可否を検討の上、今後対応を行うものとする。	事務局		

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	完了日	備考
9	未着手	R4.7.26	合同WT (第2回)	全国意見照会 結果を踏まえた 検討課題につ いて	<p>全国意見照会において、標準仕様書の政令市に係る機能の箇所について、他仕様書と分けた形で示してはどうかとご意見をいただいたことを受け、WTで検討した結果、政令市要件については、実装必須機能とオプション機能の区分けを行ったとしても政令市対応を行う業者の判断に影響を与えないこと、標準化法に基づき全ての市区町村で必要な機能が実装必須機能と整理されるべきものであり、一部の市区町村（政令市以外も含む）のみ必要な機能についてはオプション機能として整理されるべきとの考えであること、標準化の対応として、市区町村が見るべき仕様書を錯綜させないよう極力仕様書一つに纏める方向性であることから、政令市に係る機能を分けずに溶け込ませる現状の方針で進めることとした。</p> <p>しかしながら、オプション機能として記載している箇所が読み取りにくい、といった意見があるため、8月末に標準仕様書第1.0版を示した以降、標準仕様書（第1.1版）に向けては、オプション機能として示すことはそのままとするもの、わかりづらいところは記載を見直していくこととする。</p>		事務局		
10	未着手	R4.7.26	合同WT (第2回)	全国意見照会 結果を踏まえた 検討課題につ いて	<p>各都道府県及び各市区町村独自の医療費助成制度（以下、「地方単独事業」という。）に関する事務処理については、原則外付けシステム等での対応を前提とし、外付けシステムの処理結果を標準準拠システムに取り込むことを最低限必要な機能要件として標準仕様書に示す方針は維持するものの、数ある地方単独事業のなかでも、上限額や割合をパラメータで設定する等の標準化できる機能が存在する可能性もあるため、8月末に標準仕様書第1.0版を示した以降、標準化の可否を検討した上で、標準化が可能な機能が存在した場合には標準仕様書に取り込み、標準化できない機能については外付けシステムの開発に必要な要件を仕様書案として特例的に示す等の対応も視野に検討を行うこととする。</p>		事務局		
11	未着手	R4.7.26	合同WT (第2回)	全国意見照会 結果を踏まえた 検討課題につ いて	<p>法律上「地方公共団体が利用する情報システム」が標準化の対象とされているため、特定健診に係る業務についても、標準化の対象となることから、国民健康保険としても、特定健診の対象者情報を抽出して健康管理システム等へ連携する機能について、標準仕様書（第1.0版）に記載することとする。</p> <p>しかしながら、特定健診については、データヘルス改革に関する工程表も念頭に、他の検診業務とともに制度横断的な検討を要するものであることから、厚生労働省内の関係部局間で引き続き検討が行われる見込みであるため、今後検討結果を踏まえて、必要に応じて標準仕様書（第1.1版）以降に反映する予定とする。</p>		事務局		
12	未着手	R4.7.26	合同WT (第2回)	全国意見照会 結果を踏まえた 検討課題につ いて	<p>全国意見照会において、項目名を市区町村任意で変更可能とする、印字位置を変更可能とする等の多数のご意見をいただいたが、WTで検討した結果、市区町村の任意の変更を許容することは今回の標準化の理念と逆行する動きであり、将来的な職員負担の削減につながらないことから、従来示した通り、標準仕様書が示す帳票レイアウトに即した形で対応することを前提とする。</p> <p>なお、多くの帳票については標準仕様書に示す帳票レイアウトで対応可能なものと想定される一方、納税通知や申請書等、一部市区町村が多く工夫されている帳票については、引き続き帳票レイアウトの改善を図る余地があるとの考えから、8月末に標準仕様書第1.0版を示した以降、全国意見照会結果やWT等の意見を踏まえ、標準仕様書（第1.1版）に向けてはいくつかの帳票について改善を図ることを検討することとし、その旨を標準仕様書本紙へ追記することとする。</p>		事務局		